

介護職員等特定処遇改善加算にかかる処遇改善に関する加算の職場環境要件について当社の取組

【介護職員等特定処遇改善加算とは】

介護職員の処遇改善につきましては、度々介護職員処遇改善加算が拡充等の取組が行われて参りましたが、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めるために「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

- (1) 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- (2) 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- (3) 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

【職場環境等要件】見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示いたします。

処遇改善に関する加算の職場環境要件について当社の取組

区分	職場環境要件項目	取組内容
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	代表による対面の理念研修を通し経営理念や指針の浸透を図っている
	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施	朝霞市社会福祉協議会主催の職業体験の受入の計画
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保	MBOをもとに面談時にキャリアアップについても考える機会を設けている
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	短時間正規職員制度および非正規職員から正規職員への転換の制度を設けており、実際に10名以上短時間正規職員および正規職員へ転換している
	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	顧問弁護士と社内の2か所の相談窓口を設置している。窓口の情報は各事業所の事務所にも掲示をし、相談しやすい体制をとっている
腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等	提携の医療機関と連携し、検診車を使用した社内での健康診断を導入。 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断の実施
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減	一人一台PCの支給し、ICTを活用した業務の実施
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	社内共有のGoogleドライブの活用、個別支援計画作成の社内システム（ポーター）の導入
やりがい・働き甲斐の醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	月2回パート職員を含めた申し送りでの情報共有、 月1回の施設長ミーティングの実施で改善を図っている